

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年1月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第2号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号を同項第14号とする。

第24条第3項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、

同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 医療政策課に、医師の確保対策に関する事務をつかさどらせるため、医師確保対策室を付置する。
- 3 医師確保対策室に、その事務を分掌させるため、班を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務は当該室長があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 4 前項の規定により室に班を置く場合において、その事務を管理させるため、班長を置き、企画員の職以上の職にある職員のうちから、当該室長が指定する。

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

行政改革課



長野県告示第35号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護、介護予防、居宅介護支援計画の作成、介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成20年1月31日

長野県知事 村 井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社コトブキ	小諸市大字市790番地15	寿園介護ステーション	小諸市大字市790番地15	平成19年4月1日
通所介護	上伊那医療生活協同組合	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324番地	生協診療所いいじま	上伊那郡飯島町飯島2650番地10	平成19年10月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人萱垣会	飯田市鼎一色551番地	シルバーハウスゆめの郷	飯田市松尾代田910番地1	平成19年12月1日
小規模多機能型居宅介護	株式会社新宅組	木曾郡木曾町福島4114番地1	のぞみの里	木曾郡木曾町福島5569番地	平成19年12月1日
認知症対応型共同生活介護	株式会社新宅組	木曾郡木曾町福島4114番地1	のぞみの里	木曾郡木曾町福島5569番地	平成19年12月1日

2 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防通所介護	上伊那医療生活協同組合	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324番地	生協診療所いいじま	上伊那郡飯島町飯島2650番地10	平成19年10月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人萱垣会	飯田市鼎一色551番地	シルバーハウスゆめの郷	飯田市松尾代田910番地1	平成19年12月1日
介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社新宅組	木曾郡木曾町福島4114番地1	のぞみの里	木曾郡木曾町福島5569番地	平成19年12月1日

介護予防認知症対応型共同生活介護	株式会社新宅組	木曾郡木曾町福島4114番地1	のぞみの里	木曾郡木曾町福島5569番地	平成19年12月1日
------------------	---------	-----------------	-------	----------------	------------

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社コトブキ	小諸市大字市790番地15	寿園介護ステーション	小諸市大字市790番地15	平成19年4月1日
有限会社松島工業	中野市大字栗林641番地	居宅介護支援事業所よろこび	中野市大字栗林641番地	平成20年1月1日

4 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
坂城町	埴科郡坂城町大字坂城10050番地	坂城町地域包括支援センター	埴科郡坂城町大字坂城10050番地	平成19年10月1日

5 施設介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人萱垣会	飯田市鼎一色551番地	シルバーハウスゆめの郷	飯田市松尾代田910番地1	平成19年12月1日

地域福祉課

長野県告示第36号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から主たる事務所の所在地若しくは事業所の名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター大手	松本市大手1丁目3番28号 神山ビル	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本南	松本市寿北6丁目29番15号	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター上田住吉	上田市大字住吉100番地2 平井ビル	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター鼎	飯田市鼎名古熊2295番地1 平ビル1-2号室	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター高松通り	飯田市上郷黒田346番地1 メゾン高松102号	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター須坂	須崎市墨坂3丁目9番7号 墨坂ビル1階	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日

	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター茅野	茅野市塚原2丁目4番23号 柳沢ビル3階	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会	塩尻市広丘堅石2145番地388	ホームヘルパーステーション社協ふれあい	塩尻市広丘堅石2145番地388	ホームヘルパーステーション社協ふれあい	塩尻市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション塩尻事業所	平成19年12月1日
訪問入浴介護	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター大手	松本市大手1丁目3番28号 神山ビル	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター鼎	飯田市鼎名古熊2295番地1 平ビル1-2号室	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
通所介護	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター名古熊	飯田市鼎名古熊2169番地1	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
小規模多機能型居宅介護	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイのやわらぎ伊那	伊那市伊那部1839番地2	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイのやわらぎ信州中野	中野市大字安源寺493番地1	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日

2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護予防訪問介護	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター大手	松本市大手1丁目3番28号 神山ビル	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本南	松本市寿北6丁目29番15号	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター上田住吉	上田市大字住吉100番地2 平井ビル	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター鼎	飯田市鼎名古熊2295番地1 平ビル1-2号室	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター高松通り	飯田市上郷黒田346番地1 メゾン高松102号	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター須坂	須崎市墨坂3丁目9番7号 墨坂ビル1階	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター茅野	茅野市塚原2丁目4番23号 柳沢ビル3階	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
介護予防訪問入浴介護	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター大手	松本市大手1丁目3番28号 神山ビル	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター鼎	飯田市鼎名古熊2295番地1 平ビル1-2号室	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
介護予防通所介護	株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター名古熊	飯田市鼎名古熊2169番地1	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター大手	松本市大手1丁目3番28号 神山ビル	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター鼎	飯田市鼎名古熊2295番地1 平ビル1-2号室	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日
株式会社ニチイケア長野	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター茅野	茅野市塚原2丁目4番23号 柳沢ビル3階	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成19年12月1日

地域福祉課

長野県告示第37号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院等は、次のとおりです。
平成20年1月31日

長野県知事 村 井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会小諸厚生総合病院	小諸市与良町3丁目2番31号	平成23年1月30日
医療法人山月会小諸病院	小諸市荒町2丁目1番1号	〃
医療法人柳泉会柳橋脳神経外科	小諸市大字諸350	〃
川西赤十字病院	佐久市望月318番地	〃
くろさわ病院	佐久市中込3丁目15番地6	〃
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	佐久市臼田197番地	〃
軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375番地1	〃
医療法人社団御代田中央記念病院	北佐久郡御代田町御代田4107-40	〃
医療法人慈善会安藤病院	上田市中央西1丁目1番20号	〃
整形外科上田花園病院	上田市中央西1-15-25	〃
医療法人健静会上田病院	上田市中央1丁目3番3号	〃
医療法人光仁会川西病院	上田市大字保野710	〃
医療法人健和会小林脳神経外科・神経内科病院	上田市常田3丁目15番41号	〃
医療法人共和会塩田病院	上田市大字中野29-2	〃
独立行政法人国立病院機構長野病院	上田市緑が丘1丁目27番21号	〃
丸子中央総合病院	上田市上丸子335番地5	〃
医療法人健救会柳澤病院	上田市中央西1丁目2番10号	〃
国民健康保険依田湊病院	小県郡長和町古町2857	〃
健康保険岡谷塩嶺病院	岡谷市内山4769番地	〃
市立岡谷病院	岡谷市本町4丁目11番33号	〃
諏訪湖畔病院	岡谷市長地小萩1-11-30	〃
組合立諏訪中央病院	茅野市玉川4300番地	〃
長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原病院	諏訪郡富士見町落合11100番地	〃
昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230番地	〃
町立辰野総合病院	上伊那郡辰野町大字伊那富3351番地	〃
両小野国保病院	上伊那郡辰野町大字小野筑353番地	〃
飯田病院	飯田市大通1丁目15番地	〃
輝山会記念病院	飯田市毛賀1707番地	〃
健和会病院	飯田市鼎中平1936	〃
瀬口脳神経外科病院	飯田市上郷黒田218番地2	〃
下伊那赤十字病院	下伊那郡松川町元大島3159の1	〃
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町北条2009-1	〃
長野県立木曾病院	木曾郡木曾町福島6613番地の4	〃
特定・特別医療法人慈泉会相澤病院	松本市本庄2丁目5番1号	〃

信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	〃
医療法人藤森病院	松本市中央2丁目9番8号	〃
独立行政法人国立病院機構松本病院	松本市大字芳川村井町1209番地	〃
桔梗ヶ原病院	塩尻市宗賀1295番地	〃
塩尻病院	塩尻市大門6番町4-36	〃
清水外科胃腸科医院	塩尻市大字広丘吉田294-2	〃
医療法人元山会中村病院	塩尻市広丘高出1614番地2	〃
安曇野赤十字病院	安曇野市豊科5685番地	〃
波田総合病院	東筑摩郡波田町4417-180	〃
市立大町総合病院	大町市大字大町3130番地	〃
長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	〃
医療法人松樹会朝日病院	長野市大字南堀137-1	〃
医療法人安藤外科整形外科	長野市高田363番地	〃
北野病院	長野市三輪3丁目6番10号	〃
小島病院	長野市南長野諏訪町518	〃
医療法人健成会小林脳神経外科病院	長野市三輪1-5-21	〃
小林病院	長野市南千歳1丁目14番地2	〃
長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会666番地1	〃
医療法人公生会竹重病院	長野市田町2099	〃
田中病院	長野市大字西和田1-29-8	〃
長野赤十字病院	長野市若里5丁目22番1号	〃
長野医療生活協同組合長野中央病院	長野市西鶴賀町1570番地	〃
長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	長野市松代町松代183	〃
長野県立須坂病院	須坂市大字須坂1332	〃
医療法人公仁会轟病院	須坂市大字須坂1239番地	〃
医療法人財団大西会千曲中央病院	千曲市大字杭瀬下58番地	〃
長野県厚生農業協同組合連合会新町病院	上水内郡信州新町大字上条137番地	〃
飯綱町立飯綱病院	上水内郡飯綱町大字牟礼2220番地	〃
長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	中野市西1丁目5番63号	〃

医療政策課

長野県告示第38号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成20年1月31日

長野県知事 村 井 仁

- 作業種類
基本測量（基準点測量）
- 作業期間
平成19年5月7日から平成19年12月28日まで
- 作業地域
飯田市、埴科郡坂城町、下伊那郡大鹿村、下水内郡栄村

土木政策課

長野県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年2月15日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年1月31日

長野県知事 村 井 仁

- 路 線 名 下木戸有明停車場線
- 供用を開始する区間
安曇野市穂高北穂高191番の2地先から
安曇野市穂高北穂高598番の1地先まで
- 供用を開始する期日 平成20年2月1日

道路管理課

長野県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

神原、柳島(1)、柳島(2)、中河内川、大河内(3)、大河内(4)、向沢、大河内(1)、小屋野沢、大河内(5)、大河内(6)、大河内(2)、大河内(7)、浪合川(1)-1、浪合川(1)-2、浪合川(2)、浪合川(3)、シंगा沢、宮ノ沢、軒山沢、明ヶ島川、田井沢、日代川(2)、丁地沢、長島、月沢川、田村沢川(1)、田村沢川(2)、紙沢川、弓場川、洞沢川、所蛇川、北沢、南沢及び小沢

2 指定の区域

下伊那郡天龍村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

大嵩崎沢1、大嵩崎沢2、広沢寺沢、中和泉1、上和泉1、上和泉2、上和泉3、和泉沢1、和泉沢2、坂沢1、坂沢2、保福寺沢、埴原沢、日向沢1、日向沢2、和泉、中和泉2、中和泉4、並柳1、並柳2、米沢、コウシン沢1、コウシン沢2、米沢北、不動沢、蓮華寺沢1、蓮華寺沢2、宮入沢、埴原東1、埴原東2、埴原東3、千石沢1、千石沢2、大沢1、大沢2、境川、舟沢川、神田、小場ヶ沢川、塩沢川1、塩沢川2及び中洞川

2 指定の区域

松本市及び塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

神原、柳島(1)、柳島(2)、中河内川、大河内(4)、向沢、大河内(1)、小屋野沢、大河内(5)、大河内(6)、大河内(2)、大河内(7)、浪合川(1)-1、浪合川(1)-2、浪合川(2)、浪合川(3)、シंगा沢、宮ノ沢、軒山沢、明ヶ島川、田井沢、日代川(2)、長島、月沢川、田村沢川(1)、洞沢川、所蛇川及び南沢

2 指定の区域

下伊那郡天龍村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大嵩崎沢1、大嵩崎沢2、広沢寺沢、中和泉1、上和泉1、上和泉2、上和泉3、和泉沢1、坂沢1、坂沢2、保福寺沢、埴原沢、日向沢1、日向沢2、和泉、中和泉2、中和泉4、並柳1、米沢、コウシン沢1、米沢北、不動沢、蓮華寺沢1、蓮華寺沢2、埴原東1、埴原東2、埴原東3、千石沢1、千石沢2、大沢1、塩沢川1、塩沢川2及び中洞川

2 指定の区域

松本市及び塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

林(1)、林(2)、東城山西、大嵩崎(1)、大嵩崎(2)、大嵩崎(4)、大嵩崎(5)、大嵩崎(6)、大嵩崎(7)、大嵩崎(8)、林(3)、林(4)、林(5)、林(6)、千鹿頭神社、神田(1)、広沢寺北、広沢寺南、神田(2)、神田(3)、神田(4)、神田(5)、開成中西、下和泉(1)ア、下和泉(1)イ、下和泉(2)、下和泉(3)、中河原(1)、中河原(2)、中河原(3)、中山中村、南村、南村(2)、丸山、埴原北(3)、埴原北(5)、埴原北(6)、埴原北(7)、埴原北(8)、反柿(3)、反柿(4)、反柿(5)、反柿(6)、中山霊園東、中和泉(4)、中和泉(5)、下和泉(4)、下和泉(5)、下和泉(6)、下和泉(7)、並柳霊園(1)、並柳霊園(2)、並柳霊園(3)、並柳霊園(4)、並柳霊園(5)、並柳(1)、並柳(2)、並柳(3)、並柳(4)、県営並柳団地、並柳団地、下瀬黒(1)、下瀬黒(2)、下瀬黒(3)、下瀬黒(4)、下瀬黒(5)、吾妻橋東(1)、吾妻橋東(2)、吾妻橋東(3)、王徳寺(2)、王徳寺(3)、坪山(1)、坪山(3)、尾池、中山台(1)、中山台(2)、中山台(3)、中山台(4)、蓮華寺西(1)、蓮華寺北(1)、蓮華寺北(4)、宮入川下(1)、宮入川下(2)、宮入川中、宮入川上(1)、古屋敷、千石(6)、千石(9)、千石(10)、千石(11)、千石(12)、千石(13)、牛伏寺(1)、牛伏寺(2)、牛伏寺(3)、千石(14)、千石(15)、六道、崖の湯下、崖の湯西、崖の湯北、崖の湯南、寿小赤(1)、寿小赤(2)、寿小赤(3)、中川堤(2)、中川堤(3)、中川堤(4)、南洞(1)及び南内田6

2 指定の区域

松本市及び塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

林(1)、林(2)、東城山西、大嵩崎(1)、大嵩崎(2)、大嵩崎(4)、大嵩崎(5)、大嵩崎(6)、大嵩崎(7)、大嵩崎(8)、林(3)、林(4)、林(5)、林(6)、千鹿頭神社、神田(1)、広沢寺北、広沢寺南、神田(2)、神田(3)、神田(4)、神田(5)、開成中西、下和泉(1)ア、下和泉(1)イ、下和泉(2)、下和泉(3)、中河原(1)、中河原(2)、中河原(3)、中山中村、南村、南村(2)、丸山、埴原北(3)、埴原北(5)、埴原北(6)、埴原北(7)、埴原北(8)、反柿(3)、反柿(4)、反柿(5)、反柿(6)、中山霊

園東、中和泉(4)、中和泉(5)、下和泉(4)、下和泉(5)、下和泉(6)、下和泉(7)、並柳霊園(1)、並柳霊園(2)、並柳霊園(4)、並柳霊園(5)、並柳(1)、並柳(2)、並柳(3)、並柳(4)、県営並柳団地、並柳団地、下瀬黒(1)、下瀬黒(2)、下瀬黒(3)、下瀬黒(4)、下瀬黒(5)、吾妻橋東(1)、吾妻橋東(2)、吾妻橋東(3)、王徳寺(2)、王徳寺(3)、坪山(1)、坪山(3)、尾池、中山台(1)、中山台(3)、中山台(4)、蓮華寺西(1)、蓮華寺北(1)、蓮華寺北(4)、宮入川下(1)、宮入川下(2)、宮入川中、宮入川上(1)、古屋敷、千石(6)、千石(9)、千石(11)、牛伏寺(1)、牛伏寺(2)、牛伏寺(3)、千石(14)、六道、崖の湯下、崖の湯西、崖の湯北、崖の湯南、寿小赤(1)、寿小赤(2)、寿小赤(3)、中川堤(2)、中川堤(3)、中川堤(4)及び南洞(1)

2 指定の区域

松本市及び塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

折立A、弓場A、弓場B、弓場C、弓場D、平岡A、平岡B、平岡C、平岡D、平岡E、平岡F、平岡G、平岡H、平岡I、平岡J、平岡K、平岡M、平岡N、平岡O、平岡P、平岡Q、平岡R、平岡S、平岡T、福島A、福島B、戸口A、戸口B、戸口C、戸口D、十久保A、十久保B、小沢A、小沢B、下山A、下山B、中井侍(2)A、不生A、不生B、太田A、小城A、引ノ田A、柿の平A、柿の平B、柿の平C、先途A、先途B、神原A、神原B、川島A、川島B、野竹A、野竹B、野竹C、下山(2)A、下大平A、下大平B、下大平C、坂部A、坂部B、坂部C、坂部D、坂部E、横畑A、横畑B、横畑C、横畑D、長沼A、梨畑A、梨畑B、梨畑C、梨畑D、梨畑E、梨畑F、梨畑G、梨畑H、梨畑I及び梨畑J

2 指定の区域

下伊那郡天龍村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第47号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所に備え置きます。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村	大字	字	地番	標柱番号
大塩温泉	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域	上田市	西内	から沢	773番4	1号
		〃	〃	雀原	776番	2号及び3号
		〃	〃	〃	779番3	4号
		〃	〃	〃	783番1	5号
		〃	〃	〃	784番	6号
		〃	〃	〃	767番7	7号
		〃	〃	〃	767番15	8号
		〃	〃	〃	769番ニ	9号
		〃	〃	〃	769番13	10号
						地先河川敷

砂防課

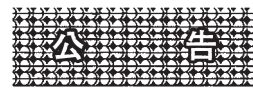
長野県上小地方事務所告示第1号

上田地域広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成20年1月15日付けで許可しました。

平成20年1月31日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

市町村課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人千曲の森
- 3 代表者の氏名
唐澤 伊和男
- 4 主たる事務所の所在地
千曲市大字倉科796番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民及び団体等の参加による里山保全活動を推進するとともに、健全な森林づくりを行い、人と森林との関わりを築き、次世代へ引き継げる環境保全を図ることを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県電子計算機操作業務委託一式
 - (2) 役務の特質
長野県電算業務に係る電子計算機操作処理
 - (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。